

○立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱

令和7年3月5日

告示第19号

立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱を次のように定める。

立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において、新たに宿泊施設を設置して事業を行う者に対し助成金を交付することにより、観光、ビジネス等で本町を訪れる者の宿泊施設を確保することで、まちの賑わいの創出及び都市機能の充実を図り、もって町内経済の活性化を推進するため、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、立山町宿泊施設立地促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその同一敷地内の附属施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する施設又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業を行う施設を除く。
- (2) 宿泊施設事業者 宿泊施設を営む者又は第三者に営ませる者をいう。
- (3) 指定区域 立山舟橋都市計画用途地域における用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する用途地域をいう。)が商業地域又は近隣商業地域である区域をいう。
- (4) 新設 町内に新たに土地を取得又は賃借して宿泊施設を設置する場合で、土地の取得後又は賃借後3年以内に開業することをいう。
- (5) 投下固定資産額 宿泊施設を新設するために必要な固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1項第1号に規定する家屋及び償却資産をいう。以下この条において同じ。)の取得価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計額をいう。ただし、国、地方公共団体その他

公的機関からの助成又は補償を受けて取得したものを除く。

(6) 固定資産税相当額 投下固定資産額の算定に用いられた固定資産の課税標準額に100分の1.55(地方税法第6条第2項に規定する不均一課税の適用を受ける場合は、その率)を乗じて得た額をいう。

(7) 新規雇用者 新設された宿泊施設に勤務する常時雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に限る。)であって、引き続き雇用期間が1年以上見込まれるものをいう。ただし、町内在住者に限る。

(助成措置)

第3条 町長は、指定区域内において宿泊施設を新設した宿泊施設事業者に対し、助成措置として建築助成金及び経営安定化助成金(以下「助成金」と総称する。)を交付するものとする。

(交付対象事業及び交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

(1) 町内の指定区域内において、50室以上の客室並びに客の応接及び宿泊名簿の記入の用に供されるフロントを備えた宿泊施設を新設し、10年以上継続して営業するもの。

(2) 投下固定資産額が、3億円以上であること。

(3) 新設後1年以内に、新規雇用者が3人以上であること。

2 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、前項の事業を行う宿泊施設事業者であって、地域環境との調和及び安全の確保に十分配慮し、市街地の活性化、商業・観光振興、災害対策等に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

3 交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

(1) 風営法第2条第5項に規定する事業を営むとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者に該当するとき。

(3) 宿泊施設の建設に当たり、必要な法令等に定めのある手続を経ていな

いとき。

(4) 公の秩序、善良な風俗又は青少年の健全な育成に反するおそれのある  
宿泊施設に該当するとき。

(5) 町税を滞納しているとき。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 建築助成金 投下固定資産額に100分の20を乗じて得た額とし、1億5千万円を上限とする。

(2) 経営安定化助成金 固定資産税相当額

2 経営安定化助成金の交付期間は、宿泊施設の営業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課された年度から起算して10年とする。

3 助成金の交付は、1交付対象者につき1宿泊施設とする。

(交付対象事業の指定の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 経費及び積算の内容を確認できる書類(見積書の写し等)

(3) 宿泊施設の設計図及び宿泊施設の位置を示す図面

(4) 土地の所有者を特定できる書類(不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)

(5) 法人登記事項証明書又は住民票(個人事業主の場合に限る。)

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認済証の写し

(7) 誓約書(様式第3号)

(8) 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書

(9) 直近3年分の決算報告書

(10) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書及び同項第1号から第10号までに掲げる添付書類の

提出期限は、原則として当該宿泊施設の工事に着手する日の30日前までとする。

(交付対象事業の指定)

第7条 町長は、前条に規定する申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定通知書(様式第4号)により助成金交付対象事業の指定を行うものとする。この場合において、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付対象事業の営業開始の届出)

第8条 交付対象事業の指定を受けた者(以下「交付指定者」という。)は、指定を受けた交付対象事業について、営業を開始したときは、遅滞なく営業開始届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付対象事業の変更の届出)

第9条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業変更届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を著しく変更した場合
- (2) 第6条第1項の規定により提出した申請書の申請者に変更を生じた場合
- (3) その他町長が必要と認める場合

(交付対象事業の休止又は廃止の届出)

第10条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業を休止し、又は廃止した場合は、遅滞なく事業(休止・廃止)届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の申請)

第11条 交付対象事業の指定を承継しようとする者は、当該交付対象事業について、立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の承認)

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業

指定承継承認書(様式第9号)により助成金交付対象事業の指定の承継について承認を行うものとする。

(助成金交付の申請)

第13条 建築助成金の交付を受けようとする交付指定者は、営業開始後速やかに立山町宿泊施設立地促進助成金交付申請書(建築助成金)(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 最新の決算報告書
- (3) 経費及び積算の内容を確認できる書類(請求明細書の写し等)
- (4) 宿泊施設の建設に係る代金の支払が確認できる書類(領収書の写し等)
- (5) 宿泊施設の建物の所有者を特定できる書類(不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)
- (6) 宿泊施設の工事完了写真
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (8) 新規雇用者の名簿及び雇用関係を証する書類
- (9) 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 経営安定化助成金の交付を受けようとする交付指定者は、原則として第5条第2項の規定による助成対象年度の翌年度の8月末日までに、毎年度立山町宿泊施設立地促進助成金交付申請書(経営安定化助成金)(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 最新の決算報告書
- (2) 宿泊施設に係る固定資産税納税通知書の写し
- (3) 宿泊施設に係る固定資産課税台帳登録証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
- (4) 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第14条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、立山町宿泊施設立地促進助成金交

付決定通知書(様式第13号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする交付指定者は、前項の規定により助成金の交付の決定を受けたときは、立山町宿泊施設立地促進助成金請求書(様式第14号)を速やかに町長に提出しなければならない。

3 建築助成金は、3年を限度として均等分割で交付することができる。

(営業継続報告書の提出)

第15条 助成金の交付を受けた交付指定者は、交付対象事業について、営業を開始した日の属する年度の翌年度以降、10年を経過するまでの間、営業継続報告書(様式第15号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の取消し等)

第16条 町長は、交付指定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、立山町宿泊施設立地促進助成金交付指定取消し等通知書(様式第16号)により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けた日から起算して、180日以内に当該宿泊施設の建築工事に着手しなかったとき。

(2) 建築助成金にあつては宿泊施設の営業開始日から起算して10年を経過する日までに、経営安定化助成金にあつては宿泊施設の営業開始日から起算して15年を経過する日までに、交付決定の対象となった交付対象事業の休止、廃止、縮小及び申請を行った事項に著しい変更があつたとき。

(3) 交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき。

(4) 町税、使用料その他公課を滞納したとき。

(5) 交付対象事業の営業に際し、重大な法令違反等があつたことが明らかになったとき。

(6) 営業継続報告書の提出を怠つたとき。

(7) その他町長が助成措置を講ずること又は講じたことが不適當であると認められたとき。

2 前項の規定による助成金の返還額は、営業開始日から起算して5年を経過する日までにあつては交付額の全額を、5年を超え10年を経過する日までにあつては交付額の半額を返還しなければならない。ただし、町長が認める場

合は、この限りではない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定申請書

立山町宿泊施設立地促進助成金の交付対象事業の指定を受けたいので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて指定を申請します。

添付書類

- 1 事業実施計画書（様式第2号）
- 2 経費及び積算の内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- 3 宿泊施設の設計図及び宿泊施設の位置を示す図面
- 4 土地の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等）
- 5 法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）
- 6 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- 7 誓約書（様式第3号）
- 8 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書
- 9 直近3年分の決算報告書
- 10 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業実施計画書

1 法人等の概要

(1) 本社所在地

(2) 本社以外の事業所及びその所在地

(3) 資本金

(4) 従業員数

(5) 業種及び営業内容（具体的に記入してください。）

(6) 売上高

2 事業計画

(1) 立地計画

ア 建設地住所及び面積

イ 建設を予定している施設の概要（具体的に記入してください。）

運営事業者：

客室数：

付帯設備：

その他：

ウ 建設着工予定時期 年 月

エ 営業開始予定時期 年 月

オ 設備投資額

建 物 円

償却資産 円

(2) 従業員数

ア 新規採用 名（男 名、女 名）

イ 既採用 名（男 名、女 名）

様式第3号（第6条関係）

誓約書

立山町長

立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定による助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号口に規定する役員をいう。）は、下記に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ将来にわたつても該当しないことをここに誓約します。

なお、宿泊施設は、要綱第2条第1項第1号の規定による旅館・ホテル営業であることを誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第16条第1項の規定により交付対象事業の指定の取消し等を受けた場合において、同条第2項の規定により助成金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

併せて、町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、富山県警察本部へ照会がなされることに同意します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者

年 月 日

住所又は所在地

\_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者氏名

\_\_\_\_\_

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

立山町長

立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定通知書

年 月 日付けで申請のあった立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業の指定については、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第7条の規定により、交付対象事業に指定したので通知します。

様式第5号(第8条関係)

営業開始届出書

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

年 月 日付けで指定を受けた立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業について、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり営業を開始したので、届け出ます。

交付対象 施設の名称	
交付対象 施設の所在地	
交付対象事業指定 年月日	年 月 日
営業開始年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第9条関係)

事業変更届出書

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

年 月 日付けで指定を受けた立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業の変更について、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更 内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
備 考		

様式第7号（第10条関係）

事業（休止・廃止）届出書

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

年 月 日付けで指定を受けた立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業を休止・廃止したので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

交付対象 施設の名称	
交付対象 施設の所在地	
交付対象 施設の敷地面積及び 建築面積	敷地面積 建築面積
休止・廃止年月日	
休止・廃止の理由	
休止・廃止後 の跡地利用の 予定	
備 考	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継申請書

年 月 日付けで指定を受けた立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業に係る助成金交付対象事業の指定を承継したいので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

被承継者	氏名又は名称 及び代表者氏名	
	住所又は所在地	
交付対象 施設の所在地		
承継年月日		
承継原因		
備 考		

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

承継者

様

立山町長

立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継承認書

年 月 日付けで申請のあった立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業の指定の承継については、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第12条の規定により、承認したので通知します。

被承継者	氏名又は名称 及び代表者氏名	
	住所又は所在地	

様式第 10 号 (第 13 条関係)

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

立山町宿泊施設立地促進助成金交付申請書 (建築助成金)

年 月 日付け立山町宿泊施設立地促進助成金交付指定を受けた事業について建築助成金の交付を受けたいので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業報告書 (様式第 11 号)
  - (2) 最新の決算報告書
  - (3) 経費及び積算の内容を確認できる書類 (請求明細書の写し等)
  - (4) 宿泊施設の建設に係る代金の支払いが確認できる書類 (領収書の写し等)
  - (5) 宿泊施設の建物の所有者を特定できる書類 (不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)
  - (6) 宿泊施設の工事完了写真
  - (7) 建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し
  - (8) 新規雇用者の名簿及び雇用関係を証する書類
  - (9) 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書
  - (10) その他町長が必要と認める書類

様式第 11 号 (第 13 条関係)

事業報告書

1 事業所等の概要

項目	内容
交付対象施設の名称	
事業所の所在地	
資本金額又は出資金額	円 (うち自己資金 円)
用地面積	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>
土地購入(賃借)年月日	年 月 日
着工(建物賃借)年月日	年 月 日
交付対象事業指定年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日
営業開始年月日	年 月 日

2 交付申請額算出内訳書

区分	数量	取得価格	備考
建物	m <sup>2</sup>	円	
償却資産		円	
合計		(A) 円	

3 雇用実績

新規雇用者数	男	女	計
	人 (うち町内在住 人)	人 (うち町内在住 人)	人 (うち町内在住 人)

交付申請額：(A) × 20 / 100 = \_\_\_\_\_ 円

※ 交付申請額は1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

※ 交付申請額の上限は1億5千万円とする。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

立山町宿泊施設立地促進助成金交付申請書 (経営安定化助成金)

年 月 日付け立山町宿泊施設立地促進助成金交付指定を受けた事業について経営安定化助成金の交付を受けたいので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 最新の決算報告書
  - (2) 宿泊施設に係る固定資産税納税通知書の写し
  - (3) 宿泊施設に係る固定資産課税台帳登録証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
  - (4) 法人町民税及び固定資産税に係る納税証明書又は町税完納証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 13 号 (第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

様

立山町長

立山町宿泊施設立地促進助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった立山町宿泊施設立地促進助成金については、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

建築助成金交付額 円

経営安定化助成金交付額 円

※建築助成金は 3 年均等分割で交付する。年度は 千円、年度は 千円、年度は 千円とする。

様式第 14 号 (第 14 条関係)

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

立山町宿泊施設立地促進助成金請求書

年 月 日付け立 第 号で交付決定のあった立山町宿泊施設立地促進  
助成金（建築助成金・経営安定化助成金）について下記の金額を請求します。

記

請求金額 金 円

振込先 銀行 支店  
口座名義  
口座番号 普通・当座

様式第 15 号 (第 15 条関係)

営 業 継 続 報 告 書

年 月 日

立山町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

年 月 日付けで立山町宿泊施設立地促進助成金の交付決定を受けた事業について、次のとおり営業を継続していますので、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱第 15 条の規定により報告します。

交付対象 施設の名称	
交付対象 施設の所在地	
交付対象事業指定 年月日	年 月 日
建築助成金 交付決定 年月日	年 月 日
営業開始年月日	年 月 日
備 考	

様式第 16 号 (第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

様

立山町長

立山町宿泊施設立地促進助成金交付指定取消し等通知書

年 月 日付けで指定した立山町宿泊施設立地促進助成金交付対象事業について、立山町宿泊施設立地促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第 1 項の規定により、取り消しましたので通知します。

また、同条第 2 項の規定により、下記金額を返還するよう通知します。

記

- 1 取消しの理由 要綱第 16 条第 1 項第 号に該当するため
- 2 助成金返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで

様式第1号(第6条関係)  
様式第2号(第6条関係)  
様式第3号(第6条関係)  
様式第4号(第7条関係)  
様式第5号(第8条関係)  
様式第6号(第9条関係)  
様式第7号(第10条関係)  
様式第8号(第11条関係)  
様式第9号(第12条関係)  
様式第10号(第13条関係)  
様式第11号(第13条関係)  
様式第12号(第13条関係)  
様式第13号(第14条関係)  
様式第14号(第14条関係)  
様式第15号(第15条関係)  
様式第16号(第16条関係)